

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年11月24日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

上中野集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年11月24日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

上中野区の現状を考えた時、農業・農地の集約化は避けられないため、今後、本プランを活用し、問題の解決を図っていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年11月24日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

横枕集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年11月24日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

個人 5経営体（うち認定農業者：2経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

- ・白ねぎ栽培の特産化を図る。
- ・地域の中心となる経営体へ農地を集積する。
- ・後に生産組合を立ち上げる。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年11月24日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

友江集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年11月24日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

優良農地の確保及び遊休農地の解消のため担い手と連携し、地域全体で取り組んでいく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年11月24日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

太田集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年11月24日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

当面は周辺の担い手と連携して農地を管理することとするが、将来的には広域的な組織の立ち上げを目指したい。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年11月24日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

菖蒲池集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年11月24日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

地域区民と農産物との調和を図り生産性及び付加価値を高める農産物をつくり販売していく。

また、遊休農地および調整水田等は作物生産に結び付ける様に区民一同協議しながら努める。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年11月24日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

中保集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年11月24日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

個人 2経営体（うち認定農業者：1経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分でない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

地域区民と農産物との調和を図り、生産性及び付加価値を高める農産物をつくり販売していく。

また、遊休農地及び調整水田等は、作物生産に結びつける様、区民一同協議しながら努める。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年11月24日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

大西出集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年11月24日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

個人 2経営体

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分でない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

これからの農業は、地域内だけでは対応できない状態になってきている。地域全体のことは、話し合いの末、皆で協力し合う。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年11月24日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

西山集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年11月24日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

任意組織 1経営体

個人 2経営体（うち認定農業者：1経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分でない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

- ・里芋、ネギ、大豆等の特産品の生産に取り組む。
- ・エコファーマー化に取り組む。
- ・集落全体で電気柵の設置等、有害鳥獣対策に取り組む。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年11月24日

大野市長 岡田高大

## 記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

下五条方集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年11月24日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人                      2経営体（うち認定農業者：1経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手がいない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

現在ある機械利用組合、第二生産組合を中心にして担い手や就農者を育成していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年11月24日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

上据集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年11月24日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

担い手の負担を軽減するために人手のかかる作業には協力する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年11月24日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

中据集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年11月24日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 3経営体（うち認定農業者：2経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

集落内の認定農業者2名を今後の中心となる担い手農家と位置付けるが、当面は、個々の農業者が現在の耕作地を管理していくこととし、面的な農地集積や園芸の導入について、順次検討していく。

地域の新規就農者を育成していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年11月24日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

下据集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年11月24日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 4経営体（うち認定農業者：4経営体）

個人 5経営体（うち認定農業者：3経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

今後も農業を続けられずに農地を預ける可能性が出てくるため、集落内の新規就農者を地域の中心となる農家に位置づけ、今後も地域農業を維持していく。また、現在、一部の農家はすでに、集落外の認定農業者や生産組織に農地を預けている。これらの農家も地域の中心となる農家に位置づけ、効率よい農業経営をめざし、耕作放棄地の発生防止や後継者不足に備える。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年11月24日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

榎集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年11月24日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

個人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

耕作者は経営転換・リタイアを希望する方向なので、榎区以外の借受希望者に大半の農地を貸し付けることになると思われる。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年11月24日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

蕨生西集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年11月24日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 2経営体（うち認定農業者：1経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

当地区は、農業地環境として中山間地の水田が多くあり、蕎麦・麦の集団転作がしにくい環境にある。

米の味については良いとの声を多く聞くことより、おいしい米作りとして組合員が協力しあい、米のブランド化を目指していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年11月24日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

富嶋集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年11月24日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

区としての課題は、区内の農地から遊休農地を出さないことである。幸い現在遊休農地は存在しないが、今後発生する恐れは十分考えられる。そのためにやむを得ず離農せざるを得なくなった農家の農地を区として貸し付けや委託の方法で区内の農業者が耕作していくことを最大の目標としている。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年11月24日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

新田集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年11月24日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人          2経営体（うち認定農業者：2経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 水稲以外に特産のサトイモなどの作付けも行っていく。しかし、高齢化が進み作付面積も減ってきている。
- ・ 集落の農地面積が少ないため、単独での集落営農組織の立ち上げは難しいが、中心となる農家へ農地を集積し集団化することで、担い手が効率的に営農できるようにする。
- ・ イノシシの被害があり、電気柵などの対策をする必要がある。
- ・ 当面は認定農業者に集積し、効率的に営農できるようにするが、将来的には近くの農業法人等をお願いするようになると思う。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年11月24日

大野市長 岡田高大

## 記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

田野集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年11月24日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 今後も福井県特別栽培農産物を生産し、特徴ある農産物の販売を促進していく。
- ・ 地域の担い手に対し農地集積を図り、農業経営の効率化を目指す。
- ・ ネギ栽培にも力を入れる。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年11月24日

大野市長 岡田高大

## 記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

富塚集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年11月24日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人          3経営体（うち認定農業者：1経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・米以外に、里芋、とうもろこし、などの作付を行う。
- ・中心農家へ、農地の集積を図り、効率化を目指す。
- ・ネギ栽培に力を入れる。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年11月24日

大野市長 岡田高大

## 記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

塚原集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年11月24日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

生産組合構成員及び自作農業者とも連携し、今後TPP課題、転作互助等に取り組んでいく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年11月24日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

新塚原集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年11月24日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 3経営体（うち認定農業者：3経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手がいない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

少子高齢化の進展で地域農業自体が立ち行かなくなってきた。原因としては、農産物価格（特に、米価）の低下と、農機具や肥料の高価格が上げられ、兼業農家等の農家経営が立ち行かなくなってきたことにある。農業関係の団体や協議会等を多く見受けられるが、兼業農家やリタイアした方々が構成員として入っている場合、農地集積後の大規模農家の経営は採算的にあっているのだろうか。経営体（担い手）に後継ぎがいるか否かを考え、10年後の農村社会にも不安を感じている。ここで、農協の果たすべき役割は多くあるが、実際は購買と金融に明け暮れており、膝

を交えての話し合いは、すでに立ち行かなくなってきた。今後は、生活の場としての農村社会が人々の生活に潤いを与えるように地域環境の整備と付加価値の高い土地利用を目指していきたい。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年 月 日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

花房集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年11月24日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 4経営体（うち認定農業者：2経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農地所有者の意向を尊重し、集落営農者に貸し付けることも可能。

### 6. 地域農業の将来のあり方

- ・後継者が見当たらない集落実情からして農地の集積は必至であり、営農の障害となる畦畔の草刈り作業の排除の為、集落内の全畦畔に芝桜を植栽し、受け手の中心経営体が受け易い基盤を整えると共に、「芝桜の里」として景観を誇れるような村づくりを指向し、次世代の「故郷回帰」を促す。（現在、華のジュウタン形成事業を推進中）

- ・ 中心経営体が受け難い悪条件の農地を集積し、出し手側による特産作物（自然薯・ウド）等の園芸や、芝桜の植栽で培ったノウハウを活用し、芝桜苗の育成・販売等のニュービジネスを指向する。
- ・ 拡大傾向に歯止めがかからない鳥獣害対策の克服を模索しながらも、農地中間管理機構を最大限活用し、耕作放棄地の根絶を期す。